

第19回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成27年2月5日(木) 13:30~16:25
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、丸子委員
事務局：池田内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省ほか

冒頭、赤澤亮正アイヌ政策推進会議座長代理より御挨拶

○ 昨年10月に菅官房長官からアイヌ政策推進会議の座長代理を拝命しました赤澤です。長官を補佐して、しっかりとアイヌ政策に取り組んでまいりたい。

「民族共生の象徴となる空間」については、昨年6月の閣議決定に従って、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて一般公開に向けて、関係者、有識者の意見も聞きながら、今、取組を加速、具体化しているところ。

来年度は博物館の設計、公園の基本計画、体験交流等活動のプログラムや管理運営主体のあり方の検討などについて取り組んでまいり。

また、アイヌ遺骨の集約、返還のあり方についても、関係者の意見を伺っているところ。これについては、昨日も加藤理事長から要望いただいたところであり、しっかりと受けとめてまいりたい。

本作業部会では、当面、象徴空間や遺骨の集約、返還の方向性、また、道外のアイヌの皆様に対する対策などについて、アイヌの方々をはじめとする有識者の皆様にしっかりと調査、審議をいただくようお願いする。

今後、部会でのそれらの検討結果を取りまとめた上で、政策推進会議にお諮りし、その結果を受けて、政府として取組を加速してまいりたい。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜るようお願いする。

議事

1. 平成27年度アイヌ政策関係政府予算案の状況等について

(1) 平成27年度アイヌ政策関係政府予算案について

①事務局より次のとおり説明。

○ アイヌ政策関連の予算全体について、大きな柱として三本ある。一つ目は、象徴空間の具体化で総額3億5,700万円、対前年度比で4.26倍と非常に大きな伸びとなっている。二つ目は、アイヌ文化振興法に基づく振興、普及啓発で3億3,600万円、対前年度比1.01倍。三つ目は、アイヌ生活向上で4億7,900万円、対前年度比0.95倍。アイヌ関係予算の総額としては12億円、対前年度比1.26倍という非常に大きな伸びとなっている。

要因としては、象徴空間の具体化が大きく伸びたこと。特に、博物館の整備及び運営準備として国立のアイヌ文化博物館(仮称)の設計あるいは現地の準備体制の整備が2億4,800万円と最も大きく伸びている。

この他、施設整備関係として、本年度の基本構想策定に続き、来年度は基本計画策定として「公園的土地利用に関する調査」を計上。御遺骨の慰霊集約のための施設のあり方を検討する調査費として「精神文化尊重施設に関する調査」を新規計上。

また、ソフト関係として、今年度に引き続き、象徴空間整備後の活動内容の検討調査として「体験交流等活動に関する調査」を計上。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた象徴空間を含めアイヌ文化全体の情報発信方策についての検討調査として「情報発信方策に関する調査」を、一昨年の世論調査においてアイヌの方々について平等でないと回答した方が約3分の1にのぼったことについての原因を把握し、効果的な政策を検討するための現況調査として「アイヌに対する理解度に関する調査」を、アイヌ遺骨の返還に向けた手続に関する調査として「大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する調査研究」などを新規計上した。来年度は象徴空間の具体化を図っていくこととしてこれらの事業を政府案に盛り込んでいる。

また、文化振興予算については、イオル事業において、新たに十勝地区でも事業採択して取り組むといったような中身が盛り込まれている。

また、アイヌ生活向上については、北海道における現行方策の最終年度ということで、ほぼ前年度同額を措置している。なお、北海道においては、次期アイヌ生活向上推進方策の検討が現在行われているとのことである。

②主な質疑応答

- アイヌ語地名や地名由来の標識等における表記促進については、具体的にどのような場所で見られるのか。
 - 名称に関するアイヌ語の由来などの解説の記載を国が管理している河川の看板で順次増やしており、今後も拡大していきたい。
- アイヌ文化の発信については、北海道内ではかなり進んでおり、国でもオリンピックに向けて世界に対する発信をいろいろ考えていると思うが、例えばJNTOなどにも今の段階から働きかけて、アイヌ民族やアイヌ文化が日本においてどういう役割を担っているのかといったことも発信していただきたい。
- 観光庁へは、海外での展示会出展などの協力について働きかけを行っており、引き続き具体的な取組を進めていきたい。

(2)「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」について

①事務局より次のとおり説明。

- アイヌに関する世論調査を平成25年に初めて実施したところ約3分の1の方がアイヌの人々について平等でないと思うと回答されことを踏まえて、菅官房長官は、定例記者会見で「その要因を分析し、対応策についてアイヌ政策推進会議において検討したい」と発言された。今後、差別が解消され、アイヌの人々が自らをアイヌであると誇りを持って言える社会を目指すためには、その要因を正確に分析して、国民により理解していただくような環境整備が重要であり、そのために来年度、この意識調査及び要因分析を行うこととしたところ。

次に、事務局において検討している意識調査の調査票素案について説明する。基本的には、要因分析ということで、なぜ差別があると思うか、あるいは、ないと思うかということを探りていく調査としている。一方で、より多くの方に回答していただくためには、要点を絞り、できるだけ簡潔でわかりやすい調査内容とする必要があることから、調査の構成として、まず、現在は差別や偏見があると思うかどうかについて回答していただき、あると思う方には、なぜそう思われるかということ、どのような場面で差別がありましたか、あった場面を知っていますか、その原因・背景は何だと思えますか、なくすために必要なことは何だと思えますかといったことを順次伺いたいと考えている。

また、最初の質問で差別はないと思うという回答もあるかと思うので、その方には、なぜそう思えますかということも伺いたいと考えている。

調査票素案としては以上の内容を考えており、引き続き検討を進めてまいりたい。

②主な質疑応答

- 現在は差別や偏見があると思うと答えた方に対する更問の選択肢案は、どういう考えのもとに作られたのか。この場合だと、そういった報道がなされているとか、教科書に書いてあるなどの具体的な理由は、「その他」の中にまとめられてしまうのではないか。
 - 今回の調査は、差別があると認識されている方に、なぜ、どういった経緯でそう思うのかを深掘りする目的で行うもので、これを明らかにするよう選択肢も検討している。詳細な選択肢を設けるほど精緻な分析が可能であると思うが、回答者の負担が増えることにもつながるので、この点は今後詰めてまいりたい。

(3)アイヌの人々のための電話相談について

厚生労働省より次のとおり説明。

- 全国のアイヌの方々を対象とした電話相談は、厚生労働省の調査研究事業として公益財団法人人権教育啓発推進センターにおいて今年3月末まで実施することとしている。
 - 相談体制については、アイヌの相談員2名を含め専任の相談員を4名配置している。相談時間は、

月曜日から土曜日の午前10時から午後5時まで、日曜日、年末年始以外は相談を受けている。

これまでの相談件数については、昨年4月から今年1月末までの期間で、延べ約600件、月平均約60件、1日平均2～3件となっている。相談内容は、アイヌであることを理由とした差別や嫌がらせ、差別ゆえに生活が苦しい、アイヌの歴史教育に関するものなど幅広く寄せられている。

本事業は、事業期間終了の段階で結果について検証・分析した報告書をまとめることとなっており、昨年12月に実施機関において、このための研究会を設置し、現在検証・分析を行っている。この研究会のメンバーは、人権、地域福祉、アイヌ民族教育、先住民族に関する各分野の有識者となっている。次回作業部会において、報告書の速報版について報告したいと考えている。

2. 「民族共生の象徴となる空間」について

(1) 当面の検討内容・スケジュールについて

①事務局より当面の検討内容・スケジュールについて説明。

②主な質疑応答

- 遺骨の取扱いに関する基本的方向性についての議論は、平成25年9月に開催されたアイヌ政策推進会議において了承された当作業部会報告の「基本的な考え方」に基づくスキーム自体を再検討するのではなく、それを前提とした作業を進めるにあたっての個別的な課題について補完的に検討するという理解でよいか。
- 昨年6月の閣議決定は、それまでの作業部会での検討結果を踏まえて政府として決定したもので、この内容をどう具体化していくかという議論を現在していただいている段階。
この結果については、次回のアイヌ政策推進会議にお諮りいただきたいと考えており、了承いただければ、改めて行政機関として意思決定すべき事項、特に象徴空間の管理運営や遺骨の集約等の具体的手順等について、アイヌ政策関係省庁連絡会議において平成24年に策定した「民族共生の象徴となる空間」基本構想を改正するなどして、閣議決定を含めたこれまでの検討内容を反映してまいりたい。

(2) 国立のアイヌ文化博物館（仮称）について

①文化庁より次のとおり説明。

- 国立のアイヌ文化博物館（仮称）の進捗状況及び今後の予定について説明する。
博物館の整備については、三つの検討専門部会を設け議論しており、これを並行して、アイヌの方々の意見・要望を聴取する5カ所で博物館展示に関する意見交換会を開催している。
本年度は、基本計画をまとめる段階として、整備予定地の地盤調査を実施している。来年度からの設計においてしっかりとした建物を作るため、この調査で得たデータを参考にして、現在、基本計画の詰めの議論を行っている。年度内には、三つの検討専門部会により博物館基本計画の素案を作成し、博物館調査検討委員会で取りまとめの上、文化庁長官へ報告していただく予定となっている。次回政策推進作業部会においてこの進捗について報告したいと考えている。
次に、地域意見交換会での主な意見を紹介する。
まず、博物館の展示及び活動内容について、アイヌ語について方言とか地名の展示をして欲しいという意見をはじめとして、非常に具体的な展示や活動内容についての意見・要望をいただいた。
特に、国民、そしてアイヌ自身にとっても文化や歴史がわかる博物館をつくって欲しいという要望は、今後、展示内容を検討していく上で非常に重要なポイントであると考えている。
また、アイヌ文化の過去・現在・未来を展示して欲しいという要望についても、当然そういった形で進めていく必要があると考えている。
なお、道外の博物館にあるアイヌ資料も管理活用して欲しい、またこれと相反する意見になるかもしれないが、各地域のアイヌの文化財を集約する必要はないという意見もあった。これから整備する国立のアイヌ文化博物館にアイヌ関係の文化財の全てを集約することは、もとより不可能であり、また、適切であるとも考えられないため、現に道内あるいは日本国内にあるアイヌ関係の資料を展示している博物館といかに連携を図り、ナショナルセンターとしての機能をどう果たしていくか、そういう検討の中でこれらの意見は反映させていくべきであろうと考えている。
次に、その他の意見として、博物館建設の前段階からアイヌから意見を聞くネットワークをつくっ

て欲しい、持続可能な運営のあり方を検討する必要がある、アイヌがなるべく多く採用されて関わっていけるようにして欲しい、象徴空間だけでなく各地における活動予算を充実して欲しいなど象徴空間の整備後の運営手法やそこにアイヌの方々にどう関わっていただくか、あるいは将来的な博物館の展示、管理運営を担う人材をどう育てていくのかという観点からも様々な意見を頂いたので、できるだけ基本計画に反映させたいと考えている。

②主な質疑応答

- 博物館に展示する資料には、アイヌの墓に入っていた副葬品も含まれるのか。
 - 副葬品は現時点では含まれていない。当初から副葬品は検討の外という前提であり、衣装や民芸品といった民族関係の資料を中心に考えている。
- 当作業部会でも副葬品は基本的に遺骨と帰趨を共にすると考えているので、そのような副葬品は博物館の展示対象にはならないというのが基本的な考え方である。
- 文化財に認定されている副葬品もあると思うが、これも展示の対象とはならないのか。
 - 全ての副葬品について、遺骨と帰趨を共にするものと考えている。
- 例えば、厚真のダムから出土した副葬品については、12世紀のものと考えられており、和人との交流を示すもので、このような副葬品は展示の対象となると思う。
 - 厚真については、考古資料としての扱い方について、今後検討が必要となると思う。
- 基本的には、返還対象となる遺骨に伴う副葬品は展示対象とならず、それ以外は一般的な考え方に基づいて検討されるという整理になるのではないか。
- 国立のアイヌ文化博物館の機能や展示内容について、具体的な内容はいつごろ提示されるのか。
 - 博物館として果たすべき役割や機能などについては、昨年策定した基本構想において示している。
- 当作業部会で具体的な議論を行うには、資料がどう扱われるのか、実際の展示方法やその狙いといった事例を具体的に示していただく必要がある。こういった具体的な内容はいつ示されるのか。
 - 現在博物館の基本計画の策定に向けた検討を行っているところであり、展示の概略、コンセプトや構成などについてはこの中で示すことになると思うが、詳細の展示方法などは、設計段階に入ってからとなる。
- 基本計画案は、次回の作業部会で示されるということか。
 - その予定。

(3) 国立の民族共生公園（仮称）について

国土交通省より次のとおり説明。

- 公園基本構想の検討状況について説明する。

平成24年7月に策定された象徴空間基本構想や平成26年6月の閣議決定に基づき、北大の浅川名誉教授を委員長とした有識者検討会において検討を行っている。今年度、基本構想を作成し、来年度は基本計画、再来年度に施設設計と具体化していきたい。

検討会は、公園分野やアイヌ文化の有識者のほか、象徴空間全体との連携を担保できるように博物館の有識者、地元自治体などで構成し、基本理念、基本方針、空間設計の基本的な考え方について議論している。基本方針としては、自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深めること、異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を形成すること、豊かな自然を活用した憩いの場を提供することが提案されており、これらを具現化するための議論を行っていただいている。

委員からは、山・湖・川・海といった自然が連担していることを踏まえ、公園だけで考えるのではなく関連区域と連携することが重要であることや、周囲の景観との調和についても十分に考慮するようにといった意見などをいただいているところ。

(4) アイヌの伝統等に係る体験交流等活動について

①国土交通省より次のとおり説明。

- アイヌの伝統等に係る体験交流等活動基本計画の検討状況について説明する。

現在、（一財）アイヌ民族博物館が基本計画策定業務を受託して、受託者の知見、経験を補う形で有識者に参画いただく基本計画検討会を設置し検討を進めているところ。3月下旬まで検討会において検討を行い、基本計画を取りまとめたいたいと考えている。

検討会では、プログラムに盛り込むアイヌ文化の分野別の取組の方向性、実現可能なプログラムのあり方について検討を進めており、基本計画として取りまとめたと考えている

プログラムに盛り込むアイヌ文化の分野別の取組の方向性についての検討を進めるに当たり、各地域において文化伝承活動に取り組んでいる方々に対するヒアリングを現在までに9地域で実施したので、主な御意見について紹介する。

まず、各地域での文化伝承等活動の現状については、なかなか各地域において後継者を育てる経済的な余裕がない、舞踊等を練習する場の確保が困難であるといった課題があるという意見の一方で、これまで文化の伝承が途絶えていたが、最近になって刺繍を行いたいという人が出てきたといった意見があった。

次に、象徴空間と地域の連携・役割分担について、象徴空間に期待することとして、アイヌにとって使いやすい施設、アイヌのための施設にしてほしい、例えば、囲炉裏というのはアイヌ文化に特に重要なものなので囲炉裏を囲んで堅苦しくなく、気軽にいろいろな交流ができる環境が必要である、また、いろいろな地域のアイヌが宿泊して、本音で語り合えて交流できるような場が欲しい、アイヌ以外の人にとっても2時間や3時間見て帰るだけではなくて、宿泊してもらって、本音で語り合えて交流できるような施設になるための宿泊施設が必要であるといった意見があった。

アイヌ語の活用として、職員同士がアイヌ語でコミュニケーションをとれるような施設になればすばらしいという意見、また、アイヌ文化の創造の拠点ということで、従来のアイヌ文化の伝承に加え、新しいアイヌ文化の創造という観点も重要といった意見もあった。

自分たちで作った民芸品は販路開拓が難しいので、象徴空間を通じて販路開拓できるようにして欲しい。人材の育成確保の観点からは、長期的な視野をもった研修を行って欲しい、そういった研修を受けた人が将来、この活動によって経済的な生活につながるような制度設計をして欲しい。

雇用については、若いアイヌの人たちが象徴空間で働くことができるようにして欲しい、また、そのためにはどのような勉強をしたらいいのかも教えて欲しい、象徴空間では清掃やなどさまざまな仕事があると思うのでそういったこともアイヌに行わせて欲しい。

自然素材の確保の観点からは、現在でもそうだが、白老近郊だけではなかなか自然素材の確保が難しいので、地域間のネットワークによって確保することも必要である。

情報発信の観点からは、例えば象徴空間でアイヌの伝統や文化について、全てわかったような気になってもらっては困る、地域によっていろいろなアイヌ文化があるので、そういった地域の文化が分かるような情報発信が必要、つまり、白老だけでなく、いろいろな地域の文化をネットワーク的に紹介して欲しい。

白老地域と各地域との関係について、象徴空間は基本的に白老に置かれるが各地域にも様々な施設が必要で、それらの連携によって取組は進められるものなので各地域における施設整備をお願いします。

各地域が象徴空間との関係で行えることとしては、修学旅行の受け入れに関する連携でその地域においていろいろな研修ができる、現在でもアイヌ文化博物館との関係で連携しているので、例えば木彫りについても、引き続き修学旅行生受け入れ対応が可能であるという意見をいただいている。

これらの地域の意見も踏まえながら、アイヌの文化の分野ごとの方向性について検討を進めてまいります。

次に、実現可能なプログラムのあり方について、実際に確保できる人材や資源を勘案しながら、どの程度の活動量を設定するかということについては、いろいろな年間の来場者数の規模を想定し、それを踏まえて検討していきたいと考えており、概ね3パターンの来場者見込数を基に、どういったプログラムが可能であるかということを検討している。

パターン1は、直近のアイヌ民族博物館の入場者数を想定した場合。2は、アイヌ民族博物館がこれまでに最も多く入場者数を確保した時に近い場合。3は、他の国立博物館4館の来館者数を参考とした場合として、それぞれどの程度の活動量が必要であるかという検討を進めている。

○ 調査の狙いについて補足する。

この調査は、象徴空間に整備される博物館や公園といった施設を基礎として展開していく活動について、道内外の方々への広がりを持った取組となるようなプログラムを具体的に検討するもの。

また、この調査は、「管理運営に当たってアイヌの方々の主体的な参画を確保する」という閣議決定、「特にアイヌ民族博物館の人材、知見を管理運営に最大限活用していく」という基本構想の記述

を踏まえ、アイヌ民族博物館に検討の中核を担っていただいている。

具体的には、道内の各地域のアイヌの方々が現在どういう取組や活動をされているのか、財政基盤はどうか、どういう悩みを抱えているのかということ把握することが、各地域が連携するための検討の基礎になるのでまずこれを調査して、そして、象徴空間の整備後に地域として望むこと、地域として協力連携やできることを丁寧に伺った上で、プログラムを検討していただいている。

アイヌ民族博物館では、ルイカ（アイヌ語で「橋」の意）・プロジェクトと名付けて、各地域のアイヌの皆さんとの架け橋にしていこうという考えを持って取り組まれているところ。

検討結果は、具体的には公園の施設規模にも反映していくことになるという位置づけの調査だということも理解していただきたい。

②主な質疑応答

- ただいまの補足説明で調査の狙いやその背景などを理解できた。
- 意見交換会で地域のアイヌ文化の情報発信も行って欲しいという意見があったが、こういう声は全道であがっている。インターネット上では、アイヌはいない、アイヌ文化はないなどと言っている者もいるが、アイヌ文化は、踊りにしても工芸にしても地域によって違いがあって、樺太も千島もあるいは北海道内でもそれぞれの場所によって言語も多少違うし、祈りも違う。白老のアイヌ文化の紹介が中心になってしまうのは仕方がない面もあるが、ぜひしっかりとやって欲しい。
- 道外でも意見交換会等を行っているのか。
 - 昨年9月に道外のアイヌの方々を対象としたアイヌ政策の説明会を開催した際、博物館についての意見交換会を実施したところ。今後も機会を見つけて意見を伺いたいと考えている。
- 意見交換会では、象徴空間は白老アイヌだけのためのもではなく、全国のアイヌのものであるということを中心に説明していかないと、各地域において誤解が生じてしまうと思うので、白老以外の地域も関わりがあるということを中心に説明していただきたい。
- これまでも何回も指摘されている点なので、しっかり考えていることだと思っている。
- 意見交換会において、泊まれる施設が必要であるという意見があったが、特に道外のアイヌにとっては、道外に宿泊施設も生活館もないという現状から言うと、この博物館にはアイヌが泊り込んで、炉端を囲んで、昔話を聞いたり、体験したりという機能や施設を何が何でも絶対に盛り込んで欲しいので、このことは強く要望する。もちろんこれとは別に道外にも欲しい。
- 象徴空間がアイヌ全体のためのものだということは、皆さんある程度分かっていると思う。ただ、これは国を挙げて整備する施設であり、そこで本当に古式のすばらしい芸能が披露されたら、他の地域には人が来なくなり、その地域で生活できなくなるのではないかという議論が地元で起きている。

特に私が重要だと思うのは、象徴空間で清掃などであってもアイヌにやらせて欲しいとか、白老以外の地域の若者も働くことができるようにして欲しいといった雇用に関する意見で、皆さん本当に働く場所を求めている。地元でも、夏場は踊りで生活している人も、冬場は仕方がないのでスキー場など他のところで働いている。その上、夏場の踊りでどのぐらいの収入があるかということ、1日の公演回数が5回で、上演された場合は1回1,000円、休演となった場合は1回500円と聞いて正直驚いたところ。1日最大でも5,000円の収入で、休演の回があれば最低2,500円しかない訳で、30日びっしり働いたとしてもどうなのかというところで皆さん頑張っている。こういう実態もあわせて知っておいていただきたいし、地域の雇用に対する声をくみ取っていただきたい。
- 各委員から御指摘のあった象徴空間と各地の関係をどう考えていくかということは、これまで継続して問題になってきていることであり、象徴空間は決して白老だけのもではなく、日本全体のもんということもしっかりと理解していただくことが極めて重要。意見交換会での各地の実情に即した意見は、丁寧に受けとめていただき、今後の象徴空間の具体的設計に反映させていただきたい。

また、この問題の関連としてイオル再生事業のあり方についての検討も進めていただきたい。意見交換会の場やあるいはこれに参加した方から後に伺ったところでも、この事業が白老以外の地域の多様なアイヌ文化の発展にどう貢献していけるのか、また、貢献し得るような形になっているのかという検討を踏まえて、イオル再生事業の更なる進捗が望まれているのではないかと思います。

3. アイヌ遺骨について

- この議題の冒頭に一言申し上げたい。

まず、2月3日にケネディ駐日米国大使が白老町を訪問されたこと。大使には、一昨年(2019年)の12月5日に東京で面会する機会をいただき、その際アイヌの人権尊重や北海道訪問についてお願いしたという経緯があった。大使には、アイヌ文化視察の予定時間をオーバーするなど大変な関心を示していただいた。また、短時間ではあったが懇談の時間を得たので、現在のアイヌ政策は格差是正という視点から展開されており、まるでヘイトスピーチのように一部の政治家を含めてこれを利権であると言っている者がいることに違和感を覚えていること、日本は人種差別撤廃委員会や人権委員会からアイヌの人権について勧告されているといったことを踏まえ、日本の先住民族代表としてオバマ大統領に1分でも会わせていただきたいとお願いしたことを皆さんに報告する。

次に、赤澤副大臣に会い、アイヌ遺骨の研究に関する北海道アイヌ協会の公式見解は、協会の理事会で決定されたので、今後この見解に沿って検討を進めていただくことをお願いしたので、当作業部会においてもこの点に配慮していただくようお願いしたい。

- 遺骨の返還等については、これまで積み上げてきた議論と作業を重視して、それに沿って今後も進めていただきたいという意見として受け止めたい。

(1) 博物館における保管状況等の調査について

① 文部科学省より次のとおり説明。

- 博物館におけるアイヌ遺骨の保管状況等の調査について今後の予定を説明する。

まず、調査対象は、国立博物館、各都道府県及び市町村立の博物館、そして民間等の博物館のうち、総合博物館、科学博物館及び歴史博物館と考えている。

美術館、動物園、植物園、動植物園及び水族館については、社会教育法上は博物館という位置づけではあるが、遺骨を保管していることは想定しづらいことから対象外としてはどうかと考えている。

調査期間は、現在、調査に向けた準備を行っており、平成27年度早々から調査を開始し、1年間で調査結果を取りまとめたいたいと考えている。

調査方法は、先に実施した大学等を対象とした調査方法を基本として、遺骨保管の有無、保管に至った経緯や管理状況などを調査する。

スケジュールについては、今回の調査は2段階に分けて実施したいと考えている。第1次調査では、遺骨の保管の有無を調査し、有と回答した博物館に対して第2次調査としてその保管状況や保管に至った経緯などを調査する。調査結果は、可能な限り早く取りまとめ、当作業部会で報告したいと考えている。

② 主な質疑応答

- 動物園、植物園、動植物園、水族館を調査対象から外すことは理解できるが、美術館を外す理由をもう少し詳しく教えて欲しい。
- 美術館については、有識者の意見なども踏まえると遺骨を保管している可能性は低いと考えたところ。また、美術館、動物園、植物園、動植物園、水族館を合わせると約1,400館あり、時間的な部分も勘案した。
- 遺骨の議論はもう何十年も行われており、特に2007年の権利宣言の採択後は、遺骨あるいは遺物、副葬品についてはきちんと返還していくことが国際的な流れであると北海道アイヌ協会が開催した昨年8月9日の先住民の日の記念事業でも報告があり、2008年の国会決議においても権利宣言の関連条項を参照しつつ、アイヌ政策をさらに推進することが決議された。海外では、大学だけでなく、むしろ博物館のほうが多く先住民族の遺骨を保管していると聞いており、ヨーロッパやアメリカでは、アイヌの副葬品も相当数あるのではないかと聞かれていることを考えると日本の美術館では遺骨を保管していないと言い切れるものか。
- 日本の美術館は絵画中心であり、遺骨を保管している可能性は低いと思う。博物館で4,200館もあるということであれば、これに美術館を増やすよりは、むしろより可能性のある道内の博物館を丹念に調べる方が良いのではないかと思う。
- 遺骨は、美術、絵画、彫刻家なども非常に興味を持っているし、そういう作家の作品は欧米に存在しているので、100%ないとは言えないと思う。美術館も調査対象に含めた方がよいと思う。
- 調査対象は、博物館等の所蔵品だけか。寄託品や収蔵経緯不明といった遺骨も保管している可能性があるため、今回の調査対象にこれらも含めた方がよいと思う。

- 1,400館増えようが、一通り全部チェックしておかないと、何年か後にもし出てきたときに、ほらねということになるのではないか。

また、第1次調査で持っていないと回答されたらそれで調査は終わりというように聞こえた。例えば私が博物館の職員だとして、うちにはないですよと知らん顔をしたら、本当はあるけれどもそこはそのまま眠ってしまうということになるので、もっと具体的なことを聞けるよう調査方法を考えて欲しい。

- 調査対象については、美術館を含めることについて改めて検討したい。

調査方法等についても、ただいまの意見を踏まえて検討したい。

保管していないと回答した館への対応については、他に何らかの情報があれば、そこはきちんと確認したいと思う。特に、道内については、北海道博物館協会や北海道教育委員会とも話をしながら、ただいまの意見を踏まえ、漏れが生じないようにしていきたい。

- この機会に第1次調査はできるだけ幅広くやっておいたほうが、後々に禍根を残さないためには良いというのはそのとおりのので、前向きに検討していただきたい。

なお、文化庁の委託による、全国のアイヌ関係資料の所蔵関係の調査においては、専門家の目から見てあるはずだと思われるところから「ない」という回答が来た場合には、間違いがないか再確認することも含め、実施機関が慎重の上にも慎重を期した例がある。今回の博物館等の調査も、いろいろな方面からの情報を複合的に組み合わせて、できるだけ信頼性の高い結論を出していただきたい。

(2) 研究等に関する日本人類学会及び日本考古学協会からの意見聴取

①日本人類学会より意見聴取

- 私たち日本の自然人類学研究者は、これまで、人類の起源や集団の成立、とりわけ日本列島の人々の起源について、主として遺骨を用いた研究を行ってきた。その中には、本州や琉球列島の集団などとともに、アイヌ民族の方々の遺骨を用いたものが多数存在する。

そうした研究の中には、現在の基準から見ると、人道的な配慮が不十分なまま進められた例がある。現代に生きる私たち人類学の研究者は、このことを戒めとし、研究対象となる人々に対する配慮をより一層優先する、厳格にして人道的な研究態度を改めて認識する必要をかみしめている。

私自身の経験をお話しさせていただくと、2005年から10年間にわたってこの問題に関わっており、その間、たびたび道内外の各地でアイヌ遺骨を用いた研究の必要性と成果について説明させていただいている。

それらの場で、研究者に向けられる不信の眼差しや、これまでの研究のあり方について、強い反感をお持ちになる方の存在を目にすることもあり、長年にわたってこの問題に真摯に向かい合うことをしなかったことの重大さを省みて、この問題に対してどのように対処していくべきなのだろうかということ深く考えるようになった。

このような機会をいただいたので、ここでは過去の反省を踏まえて、今後のアイヌ遺骨の集約と研究の進め方について、研究者の立場から意見を申し上げる次第である。

現在の状況が長い歴史に基づいていることを鑑みれば、数百年後の遠い将来にも評価される選択肢をとることが肝要であると思う。アイヌ政策推進作業部会では、アイヌ遺骨の返還と集約に関する基本的な考え方が示されている。私たちは、将来にわたって研究可能な形で遺骨が継承されていくことが、民族ならびに民族の歴史の研究にとって極めて重要であると認識している。

私自身、2009年2月に首相官邸で開催された第5回アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会で、それまでのアイヌ遺骨を用いた研究の概要について御説明させていただいた。それ以降は、アイヌ政策に対して、アイヌ政策推進作業部会の一員として参加し、遺骨の集約と今後の方針についての議論を重ねる中で、将来のあるべき姿に対して、自然人類学の研究者としての立場から発言させていただいている。

その議論を進める中で、遺骨を慰霊施設に集約するとともに、祭祀承継者へ返還されない遺骨については、将来の研究にも対応することが可能な形で保管することが提唱されたと理解している。

私自身、関係各位によるこのような長期間にわたる真摯な議論の中で、今後の方針について決定がなされたことは、過去から将来にわたるアイヌ政策を語る中で大変に意義のあることであったと考えている。

さて、現在、進行している計画においては、慰霊施設、博物館等の文化施設、さらには文化伝承を担う場などの複合体として機能する象徴空間の整備が予定されている。日本人類学会としては、そうした中に、これまでアイヌの人々の遺骨を用いて行われた自然人類学的研究の成果、すなわち、アイヌの起源が縄文時代人まで遡ることを含んだアイヌ独自の人類史、また、周辺集団との関係などに関する重要な発見が展示及び解説されることを希望する。

また、今後は、そうした研究調査がアイヌの人々を中心として進められることが重要であると思われる。

そうして初めて、民族の尊厳を守る慰霊と共に、民族の歴史に関する正しい認識と理解を将来にわたり探求し、民族の先住性をより一層明確にし、民族文化の新たな発展に寄与することが可能になると考えている。

近い将来に象徴空間に求められることが予想される社会的発信、情報整理、保存及び調査研究に関する事象を鑑みれば、遺骨とそれに伴う副葬品についても、そうした事象に対応した保存継承を図ることが重要であると考えられる。

最後に、これも個人的な意見になるが、一言つけ加えさせていただきたい。

これまでのアイヌ遺骨の取り扱いの歴史を振り返れば、自然人類学の研究者として、過去に向かい合っただけででき得る限り努力をすべきであると思う。その中で、帰属が不明の遺体、個体としてのまとまりを欠いてしまったものなどを、本来の状態に戻していく努力は、御遺骨の尊厳を保つためにも欠かせない作業になる。それができるのは自然人類学の研究者のみであり、そのために努力することが私たちの過去に対する一つの責任のとり方であると考えている。

ただ、それは、一朝一夕にできるものでもなく、長い時間をかけて取り組まなければならない作業であり、象徴空間の慰霊施設の完成までに完了するものでもないと考えられる。まして、これまでのように大学に留め置けば、将来にわたって作業が完了しないことは明白である。また、拙速に事を進めて、可能である作業を疎かにすることになれば、将来にわたる禍根を残すことにもなる。今後の遺骨の集約とその後の取り扱いに際して、私たちにはそのような作業ができる環境を整備していただければと思う。

②日本考古学協会より意見聴取

- 一般社団法人日本考古学協会は、自主・民主・平等・互惠・公開の原則に立ち、考古学研究者としての社会的責任の遂行と考古学の発展を目的として、太平洋戦争直後の1948年に結成された全国組織で現在、会員は4,200人ほどとなっている。

我が国における近代考古学の成立は、明治初期に遡り、今日まで連綿と研究が続けられてきた。その一環として、アイヌ民族の残した文化的遺産に関する考古学的研究も進み、今日ではアイヌ考古学として一つの分野が確立されている。しかしながら、過去の調査研究の過程において、アイヌ民族遺産に関する配慮に欠けた取り扱いが見られたことについては、自省するとともに、将来の研究活動の諫めとしたいと考えている。

さて、日本考古学協会は、これから述べるような見解を持っている。

まず、アイヌ民族に関連する文化財の取り扱いについては、これまで北海道教育委員会から各市町村教育委員会等の文化財行政担当部局に宛てて発出された各種通知により、文化財保護法に則って、時代をまず近世以前と近代以降に区分し、前者は原則として全て、後者は、必要に応じて文化財として取り扱うものとするとする指導がなされてきた。日本考古学協会においても、この原則を尊重し、今後も準拠していくべきだと考えている。

また、アイヌ遺骨そのものを用いた学術研究は、一義的には自然人類学分野が実施しているが、考古学分野においても、副葬品等の民族遺産を含め、儀礼、葬制、生活、文化などの関連する研究を実施してきた。従って、今後の調査研究にあたっては、日本考古学協会が制定している研究倫理規定を遵守し、アイヌ民族の尊厳と要望に誠実に対応しながら実施していく所存である。

次に、各自治体、行政機関などで収蔵されているアイヌ遺骨、あるいは副葬品等の保管ないしは管理体制について、これは、現状で必ずしもその全てが望ましい水準にあるとは言えない。従って、十分な保管設備と人的措置を含む管理体制などを有し、同時にアイヌ民族の理解を得られ、尊厳ある慰霊が今後とも可能な施設が象徴空間に建設されるのであれば、当該施設において、遺族等の返還のめどが立たないアイヌ遺骨及び副葬品等を集中管理することは必要と考えている。

次に、今後の問題について、今後、開発行為などによってアイヌ遺骨などの発見がなされた場合には、関係諸機関等との十分な協議を図るものとし、やむを得ない事由により発掘調査を行う場合には、文化財保護法の規定と、各種の道教委通知に則って遂行されるべきと考えている。また、遺族等への返還の目途が立たないアイヌ遺骨などに関しては、引き続き象徴空間で慰霊と保管、管理を行うことは妥当であろうと考えている。

③主な質疑応答

○ 文化財については道教委の基準があるが、この関係での国の窓口は文化庁記念物課だと思うので、特に考古学協会としては、同課の意見や関与についてはどのように考えているのか。

○ この作業部会での議論を詳細に存じ上げていないので一般的な話になるが、国における文化財、特に埋蔵文化財行政は記念物課が所管しており、考古学協会では日常的に同課とは協議させていただいている。

先ほど申し上げたように、北海道における文化財行政は道教委が担当しており、道教委では遺骨を含めて近世以前の場合をすべて文化財として取り扱うと規定している。こういった状況を踏まえて、記念物課ないし道教委の文化財担当部局とも密接な協議をされたほうが良いと考えている。

○ 人類学会に伺うが、大学に保管されている1,600体余の遺骨について、集約した場合において全ての遺骨を研究対象とする必要があると考えるのか。

○ 遺骨の年代を知ろうとすれば、すべて調べることが必要であり、そもそも法的に研究が禁止されているかどうかを調査する必要がある。

各大学において、どこまでこういった調査が行われているか存じ上げていないので、改めて全ての遺骨について調査が必要かどうかは分からない。

研究が何を意味するかということになるが、一般論としては、こういった調査は、全ての遺骨について必要になると考える。

○ 大学の保管状況の調査結果が一昨年に示されたが、それまでは北海道大学と札幌医科大学は持っているという程度の認識しかなく、他については調べる手段もないし、調べようとも思わなかったが、この調査ではじめて道外の10大学も保管していることが分かった。

しかし、持ってきた場所、年代、名前が分からないという遺骨があるという調査結果を見せられて、当事者のアイヌとして我々はどうしたらよいのかと思う。なぜ、持って行って何十年も経っているのにこうしたことが分からないのか、車庫にあるのか、物置にあるのか、どこにどんな状態で保管されているのか、どうしてまだ研究が必要だということか教えてもらいたいし、まず人間として扱って欲しいと以前から我々は申し上げており、そのためには、まずは集約施設に持って行ってアイヌプリーで慰霊をさせて欲しいとお願いしている。

現時点では研究も含めてさまざまな論点が残っており、例えば、遺骨を土に返すべきかについては、アイヌの中でも、現在はさまざまな信仰を持っているので一概に結論づけることは難しいだろうし、地域返還についても地区のアイヌ協会の組織率を考えると受け手として適切であるかという話があり、市町村ごとに集会を開いて皆で時間をかけて議論していく必要がある。こうした議論はまず集約した上で行うことが、遺骨を人として扱うことだと思う。

研究について、北海道アイヌ協会の理事会では、明治までの遺骨を研究対象とすることには合意しているが、明治以降については、学問の暴力という本にまだ髪の毛も肉もいっぱい残っているものを持っていったということが昭和まで行われたと書いてある。これは私たちのおじいちゃん、おばあちゃんの世代の話であり、アイヌがどんな辛い思いをしているかということをお考え、このように考えることは分かるのではないかと。

ただ、これまでの研究により、アイヌが日本においてどういう民族なのかということがわかってきたことには本当に感謝している。また、昨年8月にアイヌ協会で開催した先住民の日の記念事業において、研究者から世界の事例を示していただいたり、参加者に謝罪をした上で話をしてくれたように、研究者も人間でそういう優しさを持っていることを見せていただき、今後も丁寧に説明していただければ、明治以降の遺骨の研究についてもアイヌ協会の会員やその他の仲間に説明することもできると思う。

○ ただいまの発言は、祭祀承継者にお返しできるものを除くすべての遺骨を一刻も早く慰霊施設に移して、一体として慰霊できるという環境をつくる。その上で研究や地域返還の必要性、妥当性につい

て検討すべきだという趣旨と受け取ってよいか。

- よい。
- 文化財保護法に基づく発掘調査において発掘した遺骨や副葬品は、発掘の当事者、あるいは発掘を依頼した自治体の管理下に置かれるという理解でよいか、考古学協会に伺いたい。
- 道内において、発掘届は、基本的に道教委が認可することになるので、近世以前に関しては、先ほど申し上げたように、原則として文化財となると思う。

文化財の帰属に関する手続きとしては、遺失物と同じ扱いで、原則論を申し上げますと、遺失物届を警察に出し、官報公示を経て手を挙げる人がいなければ、国の所有となる。もちろんこの段階で、遺骨がどなたのものか分かれば、返還の手続を行うことになる。

発掘に関する調査報告書が提出された文化財については、原則、発掘地の所在する当該市町村に譲与される。ただし、市町村によっては、保管管理体制が十分だと思われなところもあるので、一定条件を付して道教委あるいは埋蔵文化財センター等の専門調査機関に留保している場合もある。
- 両方の学会の方が、保管状況の悪いものをもっとちゃんとした施設に移して、自分たちが研究を続けたいということだけを訴えて来ていて、朗々と格好良くもっともらしいことを言っているが、最終的に泥棒に追い銭かという話をされたという印象しか私には残らない。
- 一昨年まで、遺骨の保管状況はまったく分からなかったという発言が先ほどあったが、2006年に日本人類学会では、北海道アイヌ協会の依頼を受けて、アイヌ遺骨について調査を行った。北大についてはよく分からなかったが、それ以外の大学については2010年に北海道アイヌ協会に調査結果を渡している。人類学会としても手をこまねいていたわけではなく、過去のことを考えて、努力させていただいてきたことは理解していただきたいと思う。

また、遺骨については、長い間大学が保管し、その間、戦争もあり、様々な情報が失われて、現在ではかなり分からない部分がある。記録は残っているが、遺骨に関連づけられていない情報もあると思うので、これらに関しては現在の技術をもって、なるべく正確に出所を明らかにしようという意味で研究をさせていただきたいとお話したところ。

今後、祭祀承継者や地域に返還する段階になった時に、誤って違う遺骨を返すということになってはならないと思うので、その部分で人類学者ができることは最大限努力したいという意図でお話ししていることを理解願いたい。
- 人類学会の説明において、遺骨の一体化作業について言及があったが、例えば、遺骨の中でここからここまでであれば比較的早く一体化作業ができるが、ここから先はほとんど目途が立たないというような何らかの線引きは可能なのか。あるいは観念的な線引きは可能だが、実際問題それは余り意味を持たずおおよそ一体化作業には時間を要するものだと理解したほうがよいのか。
- 全ての遺骨の保管状況を見たことがないので、しっかりと調査した上でないと答えられないが、現在の技術水準あるいは人的な能力によってどこまでできるかと今後10年間の研究の進捗によって何ができるのかということでは話違って来るが、現状では不可能なことがあるのは事実である。

ただし、恐らく時間をかければ全てができるようになる時代が来るだろうと思う。
- 各大学に置かれている現状では十分な調査を行うのは困難であり、これができる環境を慰霊施設において整備した上できちんと調査するべきであるということか。
- 大学によっては、既に人類学者がおらず、何もできないというところもあるので、調査のためには全ての遺骨を集約することがまず必要だと思う。
- アイヌ協会としてもまず集めて欲しいというのは同じ考え。博物館も同じであれば、出して欲しい。

物置にあるのか、車庫にあるのか、倉庫にあるのかわからない、慰霊されていない状況は、日本の法律でおかしいとは思わないのか。皆さんだって、先祖や親戚の遺骨がそんな状況にされたらどう思うのか。

だからこそ、まず集めて慰霊をできるようにして欲しい。その上で、課題解決に資するような研究や必要な検討を行うという順番ではないか。
- 副葬品に関してどの遺骨と対となるかは、どこまで分かっているのか。
- 北大については、副葬品を桐箱に移しかえ整理作業を行っており、ほぼこれを終えている。例えば首飾り、タマサイのようなものであれば、一つ一つの玉を連ねたもので1件として数えるとして、約3,000件に関しては遺骨との対応関係が分かっているが、約300件については分からないという状

況である。

- 特に人類学会の説明は、誠意のある感銘深いものであり、研究に関するこれまでの成果やアイヌの意見についてはある程度理解できた。

しかし、同化政策によって差別されたアイヌにとっては、かつて配慮に欠けた集骨もあったということが頭にあり、研究を目的にまたこれが繰り返されるのではないかという思いがある。

今後は、いろいろな人の知恵、力を借りながら、そういう懸念が払拭されるよう議論を行い、アイヌが協力できる体制づくりを行っていただきたい。

(3) アイヌ遺骨の取扱いに関する地域意見交換会について

事務局より次のとおり説明。

- 意見交換会は閣議決定に則って、具体的にどう集約していくのかということについて、直接地域の皆様から意見を伺うという趣旨で実施している。

閣議決定では集約を行うとしているが、実際に地域の皆さんの意見を伺うと象徴空間への集約に異論はないという地域がある一方で、集約に対する異論もかなり多く、集約を前提とするのではなくて、地域から発掘されていることが分かる遺骨は直接地域に直ちに返してほしいという地域が多々あった。

ただし、地域返還をかなり強く主張されていた地域において、改めて説明をよく聞けば政府の方針は理解するし、その方針で進めて欲しいというところもあるなど、政府の方針については必ずしも地域の隅々まで浸透しておらず、そういう意味ではこれまで伺ったところにおいても、説明が不十分で政府の取組が理解されていないが故の御意見であるということもあるかもしれない。

閣議決定の前段となる作業部会報告のとりまとめの際も、まずは集約を行った上で地域返還のあり方については、引き続き検討するという位置づけであったと思うが、地域によって大きく意見が分かれているということを念頭に置いた上で、今後の検討を進めていく必要があると考える。

以降の事項は、集約した後の具体的な取り組みについて伺うこととしていたので、限られた地域からしか意見を頂戴できなかったことを留意していただきたい。

まず、遺骨の研究については、地域に返還できない遺骨を引き続き研究利用することには反対しない、遺骨がアイヌの手に戻ってから判断すべきもので研究者側に都合がよい仕組みにはすべきではない、アイヌの関与のあり方について十分検討した上で研究のルールをつくって欲しいといった意見があった。

次に、集約後の慰霊のあり方について、慰霊方法として、アイヌプリまたは今やっている方法のどちらがよいかということについては、遺骨が当初埋葬されたときの方法に準じて慰霊するのが最も適切であろうという意見が多く、これはアイヌの伝統的な儀礼に則った慰霊が望ましいということであるかと思う。ただし、個人ごとや地域ごとにその方法は違うので、白老流の慰霊方法に統一されることは納得できないという意見もあるので、引き続きアイヌの皆さんのコンセンサスを作っていく必要があると考える。

最後に、集約施設の設計に関わることとして、集約された遺骨及び副葬品の保管方法については、集約後も見られるようにして欲しい、一方で、土に戻すほうが本来の形であるなどいろいろな意見があった。

(4) 研究等に関する（公社）北海道アイヌ協会の公式見解について

①（公社）北海道アイヌ協会より次のとおり説明。

- 前回作業部会における委員から質問に対する見解について説明する。

なお、先に事務局より説明のあった地域意見交換会の時点では、この見解が行き届く前の地域があったことに留意していただきたい。

基本的には、前回作業部会において説明した内容と相違なく、一部具体的にした部分があるということで理解いただきたい。

また、説明する内容は、一部地区協会から意見が付されているが、公益社団法人北海道アイヌ協会の理事会で決議されたものであるため、この理事会決議の意向に沿った政策が推進されるようお願いする。

なお、大学における管理状況や研究内容及び収集の経緯について、我々には全く知らされていない

中で回答せざるを得なかったこと、また、協会としては、将来に向けて禍根を残すことのない返還、保管、研究のあり方全体の解決に資するという高邁な考えに基づいて、これまでの問題について、現時点で整理し将来を見据えた流れを今後つくっていききたいという姿勢で回答させていただいている。

まず、遺骨の全部又は一部を研究対象とすることの是非について、文化財保護法や道教委の基準に準じ明治以前としているが、今後の研究はアイヌと話し合い、民族共生の中で行われるべきであるので、あくまでも現時点での暫定的なものであることを理解していただきたい。過去に理事会を経て協会が研究を認めた札幌大保管の遺骨においても道教委の基準に準じて検討したことを付け加える。

また、明治以前（1867年まで）と明治以降（1868年から）といっても遺骨の年代を1年刻みで特定できるのかという疑問を抱かれると思うが、これまで研究の外に置かれてきた我々が研究対象の区分について問われると、現時点では、判断する材料としてこれまで研究者が依拠してきた基準しかないということを理解していただきたい。

こうした状況において協会の理事会で決議したが、この内容が非常に高邁で難しいため、各地域への浸透には時間を要しており、先ほど申し上げたとおり決議の情報が行き届く前に実施された地域があったというもあり、地域意見交換会ではいろいろな意見が出されたということも理解していただきたい。

研究対象とする考え方及び条件については、返還手続きの可能性を尽くす必要があること、収集過程の経緯が可能な限り公開されること、適正に研究が推進される環境整備が必要なこととしている。特に、情報開示については、納得のいくまでやっていただく必要があり、環境整備については施設や人的体制、アイヌの関与が必要であると考えている。

次に、DNA鑑定等の破壊検査に対する同意の必要性及び同意者についての考え方について、誰の遺骨か分からない遺骨については、遺族の同意をとれるはずがないということがあげられる。個人が特定されている遺骨については、遺族の同意を得ることが前提である。破壊検査は試料の抽出行為と置きかえるべきであり、これが実態に即している用語であると考えている。

DNA試料の抽出に関して、何のために研究するか、その手法は適切なのか、合意形成が図られているのかといったことを踏まえながら、適宜ケース・バイ・ケースで予想される研究成果とその効果や影響について比較衡量して判断するべきであると考えている。

頭骨と四肢骨の一体化のためには、遺骨の尊厳を保つためにも同意なく進める必要があると考えている。

また、権利宣言11、12、31条などに鑑み遺骨管理とDNAデータなど遺骨にかかわる全ての情報（収集経緯、副葬品などを含む）が一体となったデータベースの管理、遺骨から抽出したDNAデータの公平な提供が必要ではないかということも考えた上で人的体制を確保する必要がある。

次に、象徴空間以外の場所に遺骨を移動して研究することの可否について、これまでいろいろな問題を抱えている経緯があるので、集約後の遺骨の移動は考えられない。ただし、自治体が独自の博物館を計画している伊達のように、地区アイヌ協会との合意形成をはかる努力がなされるなどの環境を整え、地域において慰霊、保管、研究などが行われることとなった場合には、北海道アイヌ協会は、これを妨げるつもりはなく、むしろ望ましい形ではないかと考えていることを付け加える。

最後に、象徴空間の整備後に地域返還を行うことの是非について、これは、過去に北大から返還を受けた協会支部において保管や慰霊の状況がしっかりされていないところもあり、返還後に新たに遺骨が見つかるなど改めて現時点で地域返還を考えるのであれば、さらに慎重かつ責任ある判断が必要であったと考えており、継続的に保管や慰霊の体制が整えられるか、地域全体の合意形成があるかなどといったことを慎重に見極める必要があると考えている。

②主な質疑応答

○ まず、地域意見交換会について、私に関わった段階では長老と若者は別々に開催して欲しいという要望が出ていた。若者は長老がいると発言しにくいという話があったので、若手の意見を聞く場と、長老も含めた意見を聞く場をぜひ考えて欲しい。

次に協会の見解について、研究という言葉は遺骨に対してはそぐわないのではないかと思うが、研究という質問に対する回答ということであえて使っているのか。

○ これまでの経緯を踏まえて使っているが、遺骨の返還が第一であり、協会としては研究という言葉はアイヌ自らが主体的に研究者としてかかわっていく場合も含めさらに宣言の31条も念頭に入れていることはすでに申し上げてきたので理解いただいているものと考えている。

- 研究対象については、現時点では大学の保管状況に関する情報が十分でなく、判断の拠り所となるものが文化財に係る道教委の基準しかないので、これを参考に回答されたが、アイヌ民族とともに研究を進めていく環境ができれば、この見解は再検討されるべき性格のものであるという理解でよいか。
- 回答した内容は現時点でのものであり、確定したものでないということを理解していただきたい。
- 地域意見交換会において、できるだけ早く地域返還をするべきだという意見も一部にあったとのことだが、協会としては象徴空間への集約が先にあって、地域返還はその後で検討するべきであるという考えでよいか。
- 地域返還のためには、まず必要な情報がない、また地域において体制ができていない、しっかりとした合意形成がなされていない現状では難しい。その環境を整えるためにもまずは一括して集約することが必要である。
- 象徴空間はオリンピック・パラリンピック東京大会を目途に整備が進められると思うが、慰霊施設についてどのような協議の過程を経ているのかということは、国際的にもしっかりと示せるようではなならないことであり、これまでの議論の経過をしっかりと踏まえることが大切であると思う。
- 委員の発言も踏まえ、今後、25年の本会議で了承された「基本的考え方」に基づき、祭祀承継者に返還するものを除く遺骨は可及的速やかに慰霊施設に集約して一体としての慰霊を可能とすることを基本としつつ、関連する具体的な論点を詰めていっていただきたい。
 なお、地域返還については、協会からの指摘にもあるようにその実施には様々な課題があり、それを急ぐと、かえって全体としての返還プロセスを混乱させる恐れがあることに留意すべき。それを求める地域の声に対しては、実現のための条件について丁寧に説明すべき。

4. その他

- アイヌ民族の現在の状況は差別と貧困にあえいでおり、アイヌの人々について平等でないと思うと回答した人が3分の1に上っている世論調査の結果に関して、菅官房長官からも政府として重く受けとめ、アイヌ政策推進会議においてその要因分析や対応策を検討していきたいとの発言もあり、国としてもしっかりとアイヌ民族の問題を考えていることには感謝しているが、一方で、北海道では7年に一度の実態調査を受けて生活向上推進方策検討委員会が開催されており、その中で先住民族の権利宣言の採択やアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告において、生活向上関連施策を含む広義の文化についての提案があったことを踏まえ、国の責任においてしっかりと先住民政策をやっていたほしいという話が出ているが、国ではこれをどう考えるのか。
- まだ検討状況を聞いていないので、何とも申し上げられない。

(以上)